

Digital Innovation City協議会 プロジェクトチーム及び検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要領は、Digital Innovation City協議会会則（以下「会則」という。）第12条に基づき設置するプロジェクトチーム及び検討会（以下「PT等」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(PT等の設置)

第2条 Digital Innovation City（以下「DIC」という。）の実現に係る諸課題を個別具体的に検討するため、Digital Innovation City協議会（以下「協議会」という。）の下に、別表のとおりPT等を組織する。

(組織)

第3条 各PT等の構成員は、会則第14条の協議会事務局（以下「事務局」という。）が委嘱した者とする。

(所掌事項)

第4条 PT等は、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 各PT等のテーマに係る臨海副都心における課題と、デジタル等先端技術による解決事例の検討
- (2) 前号に係る先端技術の実証又はイベントの実施
- (3) 前号で実証等を実施した先端技術の実装に向けた検証
- (4) その他、DICの実現に向けた諸課題に対する取組に関すること

(会議)

第5条 PT等の会議は、事務局が招集する。

- 2 PT等は、事務局が必要があると認めるときは、PT等構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 会議は原則非公開とする。ただし、資料等を公開する場合は、協議会へ報告したものを公開する。

(先端技術の実証またはイベントの企画)

第6条 各PT等の構成員は、第4条第2号に定める先端技術の実証又はイベントを企画し、企画書を事務局へ提出する。

- 2 企画書の提出があったときは、事務局がその内容を審査し、協議会の総会で承認を得る。
- 3 第1項の実証又はイベントの企画並びに実証又はイベントで活用する先端技術は、公募により選定することができる。
- 4 前3項について必要な事項は、事務局が別に定める。

(経費)

第7条 PT等が実施する先端技術の実証またはイベントに係る経費は、会則第15条に定める負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会則第10条第1項第4号のプロジェクトチーム及び検討会に係る予算及び決算は、協議会の総会で決定するものとする。

(PT等事務局)

第8条 PT等の庶務は、事務局が処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

データプラットフォーム構築検討会

ライブ・エンタメプロジェクトチーム

モビリティ・物流プロジェクトチーム

防災・防犯プロジェクトチーム

環境・サステイナビリティプロジェクトチーム